

議事日程(第2号)

平成28年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 7号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 2 議案第 8号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 町営路線の認定及び変更について
- 日程第 4 議案第10号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第11号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第12号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第13号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第14号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第15号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 2 議案第 8号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 町営路線の認定及び変更について
- 日程第 4 議案第10号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第11号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第12号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第13号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第14号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第15号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育 長	安河内 文彦	理事(事業統括)	安川 敏幸
理事(会計管理者)	稲永 修司	総務課長	今泉 俊裕
まちづくり課長	櫻木 幹夫	住民課長	満行 誠
税務課長	梅野 猛	健康福祉課長	小林 はつみ
都市整備課長	安河内 久人	地域振興課長	安河内 隆
上下水道課長	石井 浩二	子ども教育課長	御手洗 文生
社会教育課長	川津 政文	税務課参事	甲能 裕和
総務課課長補佐	平山 幸治	監査委員	百田 清二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第7号須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

それでは、議案第7号須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の制度に伴うものです。急遽年末に改正があり、租税法規は遡及して適用してはいけないという原則に基づき、専決処分の取り扱いをしたものです。

改正の主な内容は、2種類の税関係申請書に、番号法に伴い、国民一人一人に与えられた個人番号の記載を要しないとするものの改正です。

3ページです。新旧対照表をお願いします。第1条中、第51条第2項の改正は町民税の減免申請書に、第139条の3第2項の改正は特別土地保有税の減免申請書に、それぞれ個人番号の記載を要しないとする改正を行っております。

これは、申告等の主たる手続とあわせて提出され、また、申告等の後に関連して提出される関係書類には個人番号の記載を要しない等の見直しが行われたことによるものです。

2ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日、平成27年12月28日から施行するとしています。

採決の結果、委員会全員賛成で、可決承認いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第7号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり承認することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第7号須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第8号須恵町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第8号須恵町立認定こども園条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書4ページをお開きください。

提案理由に、この条例は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、須恵町立アザレア幼稚園を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたため提案されたものです。

5ページをお開きください。本条例は全7条及び附則をもって構成し、第1条で目的及び設置について規定し、第2条で名称及び位置、第3条で事業について規定します。なお、3条2号における延長保育事業、3号においての法第2条第12号に規定する子育て支援事業についても、認定こども園の事業として行うものです。

第4条の入園資格は、1号認定については幼稚園入園相当の子ども、2号3歳以上保育、3号3歳未満保育の子どもを規定しています。

5条以下は保育料等必要な規定を置いています。

附則として、1、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。この日は子ども子育て新制度施行の日です。附則2、須恵町立学校設置条例の一部改正と、附則3、須恵町保育所条例の一部改正をあわせて説明します。

7ページの新旧対照表をごらんください。

この条例の制定により、改正前の上段の記載、須恵町立西幼稚園と、下段の記載、須恵町立第一保育園の文言が、改正後は削除されます。

質疑として、現在工事中のアザレア幼稚園の完成に伴い条例の改正はなされるのかというものに対し、適宜改正されるとの回答でした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第8号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ

て、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第8号須恵町立認定こども園条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第9号町営路線の認定及び変更についてを議題とします。
総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第9号町営路線の認定及び変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書8ページです。

町営路線網の整備を図るため、路線の認定及び変更の必要が生じたためでございます。路線の認定は18路線、変更1路線でございます。

新規認定について9ページです。図面番号1、路線番号その他665号、路線名大塚11号線、起点植木字大塚245番3地先から終点植木字大塚239番2地先まで、延長27.3メートル、最大最小幅員4.5メートル、認定理由は一般公共道路として新規認定のためでございます。

図面番号2、路線番号その他666号から、議案書11ページの図面番号18、路線番号その他682、名引3号線までの17路線、詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。

路線図を12ページから29ページに添付しております。

30ページ、路線の変更でございます。

図面番号19、路線番号その他518号路線名式手・上小川原線、起点及び終点は旧が植木字式手557番4地先から植木字上小川原524番地5地先までを、新において、終点を植木字式手557番7地先に延長、31.3メートルを44.8メートルに、最大最小幅員につきましては変更はございません。路線図は10ページに添付しております。

この認定、変更につきましては、主に宅地開発に伴い帰属を受けた見直しです。なお、認定路線につきましては、地方交付税の算定基礎となります。

質疑ですが、町が帰属を受ける道路は通り抜けでなく、袋路でも受けているのかの質疑に、建築基準法上の規定はあるが、県からの指導もあり、現在は帰属を受けているとのことでした。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第9号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第9号町営路線の認定及び変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第10号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第10号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第8号）について、議長を除く議員全員によります予算審査特別委員会の報告をいたします。別冊の歳入歳出補正予算書、1ページをお願いします。

今回の補正は、決算見込みによる増減補正及び国の補正に伴う事業費が計上されております。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,887万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,054万2,000円とする。

2項、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加変更は、第2表地方債補正による。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加は第3表繰越明許費補正による。

7ページ、歳入補正の予算の主なものは、1款町税では町民税で3,000万円、2項固定資産税で1,300万円の増収を見込んでいます。11款1項負担金では、中学校ランチサービス負担金1,225万円の減。13款1項国庫負担金で保育所運営費国庫負担金1,245万3,000円。

9ページ、国民健康保険基盤安定国庫負担金保険者支援分1,615万9,000円、2項国庫補助金で、地方創生加速化交付金5,220万円、社会資本整備総合交付金4,329万6,000円の減、東中学校大規模改造の学校施設環境改善交付金5,700万8,000円。

11ページ、14款2項県補助金1,337万円の減額は、乳幼児医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭等医療費兼補助金の減額です。

13ページ、15款財産収入では、上須恵東干田水路の不動産売払収入64万5,000円が計上されています。17款1項繰入金では、財政調整基金繰入金2億円の減。

15ページ、20款1項町債では、道路改良事業債4,470万円の減、須恵東中学校大規模改造事業債2億950万円で、地方債補正の追加の分です。

歳出補正予算の主なものは17ページ、2款1項総務管理費で須恵町多目的公園整備工事に伴う調査設計業務委託料1,918万2,000円の減、庁舎自家発電機取替工事請負費1,728万円の減です。

19ページ、オープンイノベーション戦略推進事業費では、委託料、センター改修工事請負費など5,220万円で、繰越明許費補正の追加の分です。

25ページ、4款1項保健衛生費で、定期予防接種業務委託料1,200万円の減。

27ページ、4款2項清掃費では、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金3,551万5,000円の減。

29ページ、8款2項道路橋梁費では、城山団地3工区一番田地区2工区4工区道路改良工事請負費の執行残3,500万円の減、新原・上組6号線道路改良に伴う用地取得費1,230万円の減。

31ページ、5項下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が1,991万8,000円の減です。

10款教育費では、1項教育総務費で少人数指導教員特別支援学級付添人賃金1,900万円の減。

33ページ、3項中学校費で、中学校ランチサービス業務委託料1,832万5,000円の減。須恵東中学校大規模改造事業費で、工事、管理、業務委託料、工事請負費2億6,720万円で繰越明許費補正の追加の分です。

5ページ、第2表地方債補正。

1、追加は、前年度国の補助がつかず取り下げられた事業で、今回は国の補正で国庫補助金100%が受けられることによるものです。

起債の目的、須恵東中学校大規模改造事業債、限度額、2億950万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更は、事業額の確定に合わせて限度額を変更するものです。起債の目的、道路改良事業債、限度額6,960万円を、変更後2,490万円、起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

6ページ、第3表繰越明許費補正。

1、追加、2款総務費1項総務管理費、事業名自治体クラウドサービス提供業務委託、子ども子育て支援新制度対応業務260万円。オープンイノベーション戦略推進事業費5,220万円。10款教育費3項中学校費、須恵東中学校大規模改造事業2億6,720万円。国の補助金を使って27年度中に完了できないので、28年度へ繰り越して実施する3事業計3億2,200万円が設定されています。

審査内容、質疑として、不動産売払収入について、須恵町多目的公園整備工事に伴う調査設計業務委託料について、自主防災組織防災倉庫購入補助金の目的、内容、補助金が出ないときの町単独事業の有無について、保育士補充の状況について、待機支援事業補助金の減額について、介護二次予防事業報償費の変更内容について、妊婦健診審査の回数について、養育医療給付費の減額について、中学校ランチサービス業務の臨時雇いについて、中学校ランチサービス業務委託料について、少人数指導教員や特別支援学級付添人、保育士が予定数に達していないことでの事業、保育への影響についてなどの質疑が行われました。

以上、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第10号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第10号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第8号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第11号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第11号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

平成27年度補正予算書37ページをお開きください。

平成27年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,850万3,000円を減額し、それぞれ38億500万円とするものです。

事項別明細40、41ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項の国民健康保険税が決算見込みにより210万円の減、3款1項国庫負担金7,299万2,000円の減。これは主に、1目療養給付費等負担金7,081万4,000円の減によるものです。

2項国庫補助金5,598万8,000円の増額。これは国に申請した財政調整交付金によるものです。

5款前期高齢者交付金21万6,000円の減。

6款県支出金212万2,000円の減。

7款1項共同事業交付金は、8,627万6,000円の減、決算見込みによるものです。

8款1項1目一般会計繰入金は2,803万1,000円の増額。1節、2節、6節については、国からの通知による補正、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分については、平成27年度から国の事業規模拡大による増額、4節は保険事業費の予算の変更によるものです。

9款繰越金446万6,000円の増。

10款諸収入、1項209万7,000円の増、3項雑入462万円の増です。

48,49ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費55万9,000円の減、2項町税費9万円の増。

2款1項1目一般被保険者療養給付費7,750万円の減、これは通常全ての支出が終わった後、専決により調整しているのですが、今回歳入不足の調整で補正しています。

3款後期高齢者支援等60万9,000円の増、6款介護納付金28万円の減。

7款以降共同事業拠出金は、国保連合会からの確定通知による1,232万3,000円の減額です。

8款1項特定健康診査等事業費1,031万円の減。これは不用額を減額したものです。

9款諸支出金3,177万円の増額補正です。

療養給付の内容について質疑がありましたが、9月決算のときに詳しく説明したいとの回答でした。また、8款1項特定健診事業費内のデータヘルス計画書の策定について、不用額を出さない方向での取り組みはとの質疑に、今回初めての事業遂行する中で、精査した上での不用額となったとの回答でした。特定健診の受診率向上についての質疑に、平成26年度の29.4%から27年度は確定していないものの33から34%の見込みであり、成果が出ているとの回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第11号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第11号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第12号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第12号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書54ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ687万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,140万円とするものです。

事項別明細書57、58ページをお開きください。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料1,800万円の減。3款1項1目一般会計繰入金195万7,000円の減。これは1節については赤字補てんの減額、2節については広域連合からの確定通知によるものです。

4款1項繰越金1,307万9,000円の増額補正です。

59、60ページをお開きください。

歳出、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金610万4,000円の減。これは歳入予算の補正に伴う減額です。

4款1項予備費77万4,000円の減額補正です。

文教厚生委員会全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第12号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第12号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第13号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第13号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計

補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

補正予算書61ページでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ2,964万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,397万7,000円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表による。64ページでございます。

地方債の補正1の変更は、限度額のみの変更で、以下従来通りとなっております。下水道事業債、多々良川流域下水道建築費負担金分、限度額3,850万円が、変更後2,820万円に、建設費の確定により1,030万円の減額、同じく多々良川流域関連公共下水道分限度額、変更前2億9,000万円が、変更後2億4,380万円に、工事料、水道補修費の減額及び落札残による4,620万円の減となっております。

65ページの事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金は決算見込みによる増額、67ページ5款繰入金は、収支調整のための減額となっております。

なお、8款町債は、64ページの地方債の変更による減額となっております。

69ページ、歳出でございます。

1款総務費は、主に19節の維持管理費負担金の決算見込みによる減額。

2款下水道事業費は、工事料の減、負担金の確定及び決算見込みによる減額となっております。

なお、3月末の下水道の普及率は、公共下水道が約80%、農業集落排水が約2.5%、合わせて約82.5%となっております。

質疑ですが、受益者負担金の滞納者はいるのか、いるならどう対応しているのかの質疑に、下水道はつないでいないことやつなぐ気もないとの理由から、なかなか払ってもらえんのが現実とのことであります。時効は5年だが、実際に建物を建てる土地で受益者負担金が未納の土地であれば、下水道をつなぎ込ませないため、申請があった時に賦課して5年分の徴収をしてること。また、勝手につなぎ込みを行ってることがあるかの質疑に、業者による届けの遅れはあるが、その都度指導を行っているとのこと。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第13号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第13号平成27年度須恵町公共下水

道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第14号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第14号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

補正予算書73ページでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ57万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,742万3,000円とする。

76ページです。事項別明細書の歳入ですが、1款2款は決算見込みによる増額、3款繰入金は収支調整のための減額となっております。3款繰越金は前年度繰越金の確定によります。

続きまして78ページ、歳出でございます。2款農業集落排水事業費は委託料の執行残、4款公債費は利子の確定による減額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第14号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第14号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第15号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第15号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。

補正予算書80ページでございます。

第2条と第3条は実施計画内訳書にて説明いたします。

81ページをお願いします。

第4条、起債の目的、水道事業債、限度額、変更前7,630万円が、変更後7,310万円に、工事請負費の落札残による320万円の減となっております。起債の方法、利率、償還の方法、変更なしでございます。

82ページ、第2条の収益的収支の収入は300万円を追加し、6億1,956万円で、水道使用料、手数料の増額となっております。

続きまして、支出は793万5,000円を減額し、合計は5億7,589万3,000円で、執行残及び決算見込みによる減額となっております。

84ページ、第3条の資本的収支の収入は2,420万円を減額し、合計は1億2,566万7,000円で、工事負担金の減と、81ページのとおり地方債が減額となっております。

続きまして、支出は2,480万円を減額し、合計は3億1,440万4,000円で、工事料の減及び落札残並びに委託料の執行残となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,873万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんします。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第15号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第15号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は、明日3月8日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前10時41分散会